

相 続 同 意 証 明 書

① 令和〇年 〇月 〇日

大 阪 市 長 様

②

証明者 氏名 北 三郎
住所 北区扇町 2-1-27

③

次のとおり、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律~~第3条第3項~~（第4条第3項、~~第5条第3項~~、第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定による届出をした特定事業者について相続がありましたことを証明します。

1 被相続人の氏名及び住所

④

都島 次郎
都島区中野町 5-15-21

⑤

2 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律~~第3条第3項~~（第4条第3項、~~第5条第3項~~、第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定による届出をした特定事業者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所

福島 太郎
福島区吉野 3-17-23

3 相続開始の年月日

⑥

令和〇年〇月〇日

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 証明者は、特定事業者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が記名すること。

①届出年月日

◇相続証明が行われた年月日を記入する。

②証明者

特定事業者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が記名すること。

③根拠法令の訂正

次の届出をした特定事業者についての相続

◇公害防止管理者と代理者の場合

次のとおり、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項（第4条第3項、~~第5条第3項~~、第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定による届出をした特定事業者について相続がありましたことを証明します。

◇公害防止主任管理者と代理者までの場合

次のとおり、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項（第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定による届出をした特定事業者について相続がありましたことを証明します。

◇公害防止統括者と代理者までの場合（訂正なし）

次のとおり、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項（第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定による届出をした特定事業者について相続がありましたことを証明します。

参考）下記の法令は次の者の届出義務を規定している。

第3条第3項・・・公害防止統括者・公害防止統括者の代理者

第4条第3項・・・公害防止管理者

第5条第3項・・・公害防止主任管理者

第6条第2項・・・公害防止管理者の代理者・公害防止主任管理者の代理者

④被相続人の氏名及び住所

被相続人（相続前の所有者）の氏名及び住所を記入する。

⑤根拠法令の訂正と特定事業者の地位を承継した者の氏名及び住所

③と同様に根拠法令の訂正し、特定事業者の地位を承継した者の氏名及び住所を記入する。

⑥相続開始の年月日

相続が行われた年月日を記入する。